

議 第 166 号

平成30年6月4日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分にしたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに承認を求めらる。

熊本市長 大西 一 史

記

条 例 第 6 1 号

平成30年3月30日

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第86号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第205条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型

サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合における当該者に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）の施行に伴い、熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第86号）について地方自治法第179条第1項の規定により一部改正を行ったので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。